

憲法 01 次は、プライバシー権についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) プライバシー権は、私生活をみだりに公開されない権利と捉えるのが一般的であったが、今日では、より広く、自己に関する情報をコントロールする権利と捉える説が多数説である。
- (2) プライバシー権を正面から明確に定義した最高裁判例はないが、憲法13条で保障されている幸福追求権の一内容として認めるのが通説である。
- (3) 大学が主催した国賓の講演会への出席希望者の住所・氏名等を学生本人に無断で大学が警察に開示した場合は、プライバシーを侵害するものとして不法行為となる。
- (4) 行政機関が、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、住民の氏名、生年月日等の本人確認情報を取り扱う行為は、当該本人が同意していなければ、私生活上の自由を侵害することになる。
- (5) マイナンバー法(いわゆる番号法)に基づき、特定個人情報の収集、保管、利用又は提供する行為は、憲法13条の保障する個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものではない。

憲法 02 次は、肖像権と犯罪捜査についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 肖像権とは、承諾なしに自己の容貌・姿態等を、みだりに撮影されない権利をいう。
- (2) 肖像権について、憲法上、明文の規定はないが、幸福追求権の1つとして保障されると解されている。
- (3) 公衆の面前でデモ行進をしている者を被写体として、正当な理由なくその顔写真を撮影することは許されない。
- (4) 警察官が、犯罪捜査上の必要性から写真撮影をする際、犯人以外の第三者の容貌等が含まれることがあっても、直ちに肖像権を侵害する違憲な行為とはならない。
- (5) 将来犯罪が行われる可能性が高いと予想できたととしても、当該犯罪の発生が予測される場所において、捜査のため撮影・録画することは、許されない。

憲法 03 次は、精神的自由権についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 憲法19条で保障されている思想・良心の自由は、精神的自由に関する最も根本的なものであり、一般法ともいべき地位を占めている。
- (2) 憲法20条が保障している信教の自由は、信仰の自由、宗教的行為の自由及び宗教的結社の自由の3つの内容から構成されている。
- (3) 憲法21条が保障している集会の自由における集会とは、多数の人が共通の目的を持って一定の場所に一時的に集まることであり、屋内のものと屋外のものとがあるが、単なる群集は集会ではない。
- (4) 憲法21条2項で保障されている通信の秘密の保障範囲は、郵便物等の通信の内容にとどまるものであり、差出人の名前や住所等はこれに含まれない。
- (5) 憲法21条2項で禁止されている検閲は、表現行為の事前抑制のことであり、この検閲は、例外なく絶対的に禁止される。

憲法 04 次は、憲法38条に基づく自白強要の禁止と自白の証拠能力等についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 交通事故を起こした運転者に対して、事故内容の報告義務を課すことは、自己に不利益な事実の申告を強いることになるが、不利益な供述の強要には当たらない。
- (2) 憲法38条を受けて、刑訴法は、供述拒否権を認め、被疑者・被告人にそれをあらかじめ告知するものとしている。
- (3) 「不利益な供述を強要されない」ということは、不利益な供述を拒否することを理由として不利益な取扱いを受けることがあってはならないということも含まれる。
- (4) 被疑者・被告人には、黙秘権が認められており、被疑者・被告人自身の氏名についても、不利益な供述として黙秘する権利が認められている。
- (5) 被告人に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられることはない。

憲法 01 プライバシー権

- (1) 正しい。かつて、プライバシー権とは私事をみだりに公開されない権利として捉えられていたが(東京地判昭39.9.28)、今日の情報化社会にあつては、自己に関する情報をコントロールする権利であると積極的に捉えるのが多数説である。
- (2) 正しい。憲法13条は、個人の尊重とともに生命、自由及び幸福追求に対する権利を定めており、この権利を幸福追求権という。包括的人権であり、個別的な人権規定に列挙されていないが、人権としての保障を必要とする利益の根拠となる。
- (3) 正しい。大学が学生に提供を求めた氏名、住所等は、プライバシーに係る情報として法的に保護するに値し、本人の意思に基づかずにみだりにこれを他者に開示することは許されず、無断でそれらの個人情報情報を警察に開示した大学の行為は、プライバシーを侵害するものとして不法行為を構成する(最判平15.9.12)。
- (4) 誤り。最高裁は、住基ネットによる本人確認情報の管理・利用等は、当該個人の同意がなくても、憲法13条の私生活上の自由を侵害するものではないとしている(最判平20.3.6)。これは、本人確認情報が、個人の内面に關わるような秘匿性の高い情報とはいえないこと、正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表されたというような具体的な危険が生じていないこと等を理由としている。
- (5) 正しい。最高裁は、行政機関等による個人番号の利用等が、目的の範囲内に厳しく限定され、漏えいに対する刑事罰が個人情報保護法よりも加重されていること、及び個人情報保護委員会が監視・監督すること等から、情報漏えい等の「具体的な危険」は生じていないとして、合憲であるとしている(最判令5.3.9)。

憲法 02 肖像権と犯罪捜査

- (1) 正しい。肖像権とは、何人も、承諾なしに、みだりに容貌・姿態等を撮影等されない自由をいう。肖像権は、公共の福祉による制約を受けることから、犯罪捜査のために必要があるときは、その公益性から一定要件の下に写真撮影等が許容されることがある。
- (2) 正しい。憲法上、肖像権を正面から認めた明文の規定はない。ただし、肖像権は、国民の私生活上の自由の1つとして、幸福追求権について規定している憲法13条により保障されると解されている。

- (3) 正しい。警察官が、正当な理由もないのに、個人の容貌等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し、許されない。しかし、証拠保全の必要性・緊急性があり、その撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法で行われるときは、撮影される本人の同意がなく、また、裁判官の令状がなくても、憲法13条、35条に違反しない(最判昭44.12.24)。
- (4) 正しい。例えば、自動速度監視装置による撮影について、緊急に証拠を保全する必要がある、その方法も一般的に許容される限度を超えない相当なものである場合は、運転者はもちろん、同乗者の容貌を撮影することになっても、憲法13条に違反しないとされている(最判昭61.2.14)。
- (5) 誤り。交番前の歩道上に立つ電柱にビデオカメラ1台を設置して撮影していたという事例について、証拠保全の必要性及び緊急性があり、社会通念上相当な方法によるときは、高度の蓋然性をもって犯罪の発生が予測される場所を継続的・自動的に撮影・録画することは許されるとした裁判例がある(東京高判昭63.4.1)。

憲法 03 精神的自由権



- (1) 正しい。思想・良心の自由(憲法19条)は、表現の自由(憲法21条1項)、信教の自由(憲法20条1項)、学問の自由(憲法23条)の根本をなすものといえる。したがって、思想・良心の自由について規定している憲法19条は、精神的自由に関する規定の一般法ともいふべき地位を占めている。
- (2) 正しい。宗教を信仰する自由(しない自由)、信仰する宗教を選択する自由、礼拝、祈禱、布教等へ参加する自由(しない自由)、宗教団体を結成する自由(しない自由)、宗教団体に加入する自由(しない自由)、等がある。
- (3) 正しい。集会とは、多数人が政治や経済あるいは社会、学問等に関する共通の目的を持って、一時的に会合することをいう。この集会には、特定の場所で行われるもののほか、場所的移動を伴う集団行進や集団示威運動(いわゆるデモ行進)も含まれるとされている。ただし、単なる群集は集会ではない。
- (4) 誤り。憲法21条2項後段で保障されている通信の秘密の保障範囲は、通信の内容だけでなく、通信の存在自体に関する事項も含まれる。例えば、信書の差出人・受取人の住所・氏名、信書の個数、通信の年月日時等も、通信の秘密に含まれる(大阪高判昭41.2.26)。



Step Up

判示要旨

1 不同意性交等罪における実行の着手(最決昭45.7.28⁴⁾)

被告人が、他の共犯者1名と共謀の上、夜間1人で道路を通行中の婦女を強姦(不同意性交)しようと企て、共犯者と共に、必死に抵抗する同女を被告人運転のダンプカーの運転席に引きずり込み、発進して同所から約5,800メートル離れた場所に至り、運転席内でもごも同女を強姦(不同意性交)したという本件事実関係の下においては、被告人が同女をダンプカーの運転席に引きずり込もうとした時点において強姦罪(現・不同意性交等罪)の実行の着手があったものと解するのが相当である。

2 中止の任意性(札幌高判平13.5.10⁶⁾)

被告人は、不倫関係にあった被害女性と無理心中しようとして左胸部を突き刺したところ、同女から「病院に連れて行って」等と苦しそうな声で懇願され、心を動かされるとともに憐憫の気持ちも加わり、最後には無理心中しようなどという思いを吹っ切り、同女の命を助けようと決断したと解されるのであって、このような事情を総合考慮すると、被告人は自らの意志で犯行を中止したものと認めるのが相当である。

3 着手未遂と実行未遂の区別(東京高判昭51.7.14⁷⁾)

中止行為は、着手未遂の段階においては、実行行為の終了までに自発的に犯意を放棄してそれ以上の実行を行わないことで足りるが、実行未遂の場合にあっては、犯人の実行行為は終わっているのであるから、中止行為といえるためには任意に結果の発生を妨げることによって、既遂の状態に至らせないことが必要であり、そのため結果発生回避のための真摯な努力が要求されるのである。

条文

▶ 1 刑法177条(不同意性交等)

前条第1項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に身体の一部(陰茎を除く)若しくは物を挿入する行為であってわいせつなもの(以下この条及び第179条第2項において「性交等」という)をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、5年以上の有期拘禁刑に処する(1項)。

▶ 2 刑法180条(未遂罪)

第176条、第177条及び前条の罪の未遂は、罰する。

▶ 3 刑法176条(不同意わいせつ)

次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、6月以上10年以下の拘禁刑に処する(1項)。

暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと(1号)。

▶ 5 刑法43条(未遂減免)

犯罪の実行に着手してこれを遂げなかった者は、その刑を減輕することができる。ただし、自己の意思により犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

5

甲は、後輩のAに50万円を無利子で貸したが、返済期日を過ぎても返さないため、A宅に押し掛け、Aに対し入墨を見せて威嚇しながら「金銭債権者の権利として言うが、いい加減に早く返せよ。返さないと怪我をするぞ」等と怒号したところ、畏怖したAは、その場で甲に50万円を返済した。この場合の甲の刑責について述べなさい。

権利行使と恐喝罪

- 答案構成
- 1 結論
 - 2 恐喝罪
 - 3 権利行使と恐喝罪
 - 4 設問に対する検討

答案例

1 結論

甲は、恐喝罪の刑責を負う。

2 恐喝罪

(1) 意義

人を恐喝して財物を交付させ、又は財産上の利益を得る罪である(刑法249条¹⁾)。恐喝とは、財物の交付又は財産上の利益を供与させる手段として、人を畏怖させるに足りるような行為をすることである。

(2) 成立要件

本罪が成立するためには、詐欺罪と同様に、① 恐喝、② 畏怖、③ 財産的処分行為、④ 財物・財産上の利益の取得、という構成要件要素が、主観的には故意によって包括され、客観的には連鎖的因果関係によって連結されていることが必要である。

(3) 手段の程度

暴行・脅迫は、相手方を畏怖させるに足りるものであることが必要であるが、相手方の反抗を抑圧するものであってはならない(最判昭24.2.8²⁾)。相手方が反抗を抑圧される程度の暴行・脅迫により財物を交付した場合は、強盗罪(刑法236条³⁾)となる。